

# 社会福祉施設の規制が 変わりました！

札幌市消防局

平成 27 年 4 月 1 日施行



最近の火災事例や福祉サービスの多様化により、スプリンクラー設備などの設置基準等や、防火対象物の用途区分の見直しが行われました。

## 1. 消防用設備等の設置基準等の見直しについて

### (1) スプリンクラー設備・消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

#### ① 改正内容

##### ○ スプリンクラー設備

原則、面積に関わらず設置が必要になります。（障がい者施設等は例外規定あり）

##### ○ 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、自動的に起動することが必要になります。

#### ② 対象施設

消防法施行令別表第 1（以下「令別表」という。）(6)項ロ

例) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（※）、有料老人ホーム（※）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業所（※）、認知症高齢者グループホーム、その他類する施設（複合型サービス事業所（※）、宿泊サービスを伴う老人デイサービスセンター（※）等）、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（※）、短期入所施設（※）、共同生活援助施設（※）等

※ 避難が困難な要介護者又は障がい者を、主として入居、宿泊又は入所させるもの

### (2) 自動火災報知設備

#### ① 改正内容

面積に関わらず設置が必要になります。

#### ② 対象施設

令別表(6)項ハのうち、利用者を入居させ、又は宿泊させるもの

例) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、その他類する施設（複合型サービス事業所等）、助産施設、児童養護施設、福祉ホーム、自立訓練施設、障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設等



既存施設等におけるスプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置及び火災通報装置の連動については、平成 30 年 3 月 31 日までに対応が必要です。

## 2. 防火対象物の用途区分の見直しについて

- 軽費老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・複合型サービス事業所・老人デイサービスセンター等

軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、老人デイサービスセンター等の施設のうち、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものは、令別表(6)項ロに分類されたことにより、スプリンクラー設備等の規制が強化されます。

- 一時預かり事業を行う施設・家庭的保育事業を行う施設

児童福祉法に規定する一時預かり事業を行う施設及び家庭的保育事業を行う施設は、保育所の分類と同様に令別表(6)項ハに分類されます。

既存施設等について、用途区分の見直しにより新たに消防用設備等が必要となった場合、消防用設備等の種類に応じて平成28年3月31日又は平成30年3月31日までに設置が必要となります。

平成27年4月1日  
改正法令施行

消火器、簡易消火用具、  
漏電火災警報器、誘導灯

平成28年  
3月31日  
まで

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、  
自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、  
消防機関へ通報する火災報知設備、  
非常警報設備、避難器具

平成30年  
3月31日  
まで

詳細は下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、  
札幌市公式ホームページをご覧ください。



### お問い合わせ先

中央消防署予防課	TEL011-215-2120	豊平消防署予防課	TEL011-852-2100
北消防署予防課	TEL011-737-2100	清田消防署予防課	TEL011-883-2100
東消防署予防課	TEL011-781-2100	南消防署予防課	TEL011-581-2100
白石消防署予防課	TEL011-861-2100	西消防署予防課	TEL011-667-2100
厚別消防署予防課	TEL011-892-2100	手稲消防署予防課	TEL011-681-2100

札幌市公式ホームページ 消防法令改正に関するページはこちら↓

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/shido/houreikaisei.html>